

「資格取得」受講料の一部を助成します。

手続きの流れ

事前相談

申請書提出

承認通知書が届く

受講

資格取得

助成金申請

助成金支給

対象者

釧路管内に住民登録している季節労働者

- ・雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- ・離職された方で前職もしくは前前職が雇用保険の短期雇用特例被保険者だった方
(前年度の4月1日以降に退職した方)

助成額

入学金及び受講料の一部を助成

※ 北海道助成金 3割 (上限9万円)

※ 協議会助成金 1割 (上限3万円)

【助成金の例】

- 資格 講習料金 220,000 円の場合、
助成金合計 88,000 円



対象教育訓練講座の例



令和7年3月11日までに

教育訓練が終了し、
協議会に報告可能であること

運輸・建設機械

運転免許 (大型・大特・けん引・2種免許他)

技能講習 (建設機械・小型移動式クレーン・玉掛け他)

※普通免許未取得者の普通又は準中型免許取得は対象外となります。

福祉

介護職員初任者研修



情報処理

パソコン検定2級
(エクセル・ワード等)



❖ 当事業は、北海道及び釧路管内市町村からの当年度負担金による実施であり、予算範囲内での助成となるため、助成総額が予算に達し次第、事業は終了となります。

❖ 「指定教育訓練実施計画承認申請書」の提出や、資格取得後の助成金支給手続等が必要です。受講可能な講座や手続き等の確認をしますので、必ず事前相談にお越しください。 **協議会にお問い合わせを!**

